

# 医療法人財団 竹栄会 介護老人保健施設けんちの苑みずほ

## 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人財団竹栄会が開設する、介護老人保健施設けんちの苑みずほ（以下「当施設」という。）において実施する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援状態)と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当施設では、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づいて理学療法、作業療法、及び言語療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことが出来るよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則はとして利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当施設、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的なサービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当施設では、明るく家庭的雰囲気重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 6 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供に係る以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者または、その代理人の了解を得る事とする。
- 8 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- |         |                  |
|---------|------------------|
| (1) 施設名 | 医療法人財団 竹栄会       |
|         | 介護老人保健施設けんちの苑みずほ |

- (2) 開設年月日 平成13年4月1日
- (3) 所在地 東京都西多摩郡瑞穂町大字長岡長谷部字水久保31番地1
- (4) 電話番号 042-568-0200
- (5) ファックス番号 042-568-0201
- (6) 管理者名 施設長：三澤 哲治
- (7) 介護保険指定番号 介護老人保健施設（第1357081029号）

（従業者の職種、員数）

第5条 当施設の従事者の職種、員数は次のとおりであり必置職については法令の定める人員以上とする。  
（員数については常勤換算とする）

- (1) 施設長（医師兼務） 1名
- (2) 医師 1. 2名
- (3) 薬剤師 0. 3名
- (4) 看護職員 1名程度
- (5) 介護職員 4名
- (6) 支援相談員 2名
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 1. 5名
- (8) 管理栄養士 1名
- (9) 介護支援専門員 2名
- (10) 事務職員・その他 数名

（従業者の職務内容）

第6条 前条に定める当施設職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、介護老人保健施設けんちの苑みずほに携わる従業者の総括管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行う。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士および栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務職員は、管理部門の会計経理その他一般事務の処理、施設設備の保守管理にある。

（営業日及び営業時間）

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) 毎週月曜日から土曜日までの6日間を営業日とする。
- (2) 営業日は午前9時30分から午後5時30分までを営業時間とする。

(利用定員)

- 第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は、40人とする。
- 2 介護予防通所リハビリテーション利用定員は、40人とする。

(事業の内容)

- 第9条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)は、(介護予防にあつては介護予防に資するよう、)医師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士等リハビリスタッフによって作成される通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他の必要なリハビリテーションを行う。
- 2 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、入浴介助を実施する。
  - 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、食事を提供する。
  - 4 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。  
(※居宅サービス計画に基づき、送迎を行わない場合には減算する)
  - 5 リハビリテーションマネジメント加算サービス(イ、ロ、ハ)
  - 6 短期集中個別リハビリテーション実施加算サービス
  - 7 認知症短期集中リハビリテーション(I、II)サービス
  - 8 若年性認知症利用者受入加算サービス
  - 9 退院時共同指導加算サービス
  - 10 移行支援加算サービス
  - 11 サービス提供体制強化加算(I、II、III)サービス(予防と共通)
  - 12 栄養改善サービス(予防と共通)
  - 13 口腔機能向上サービス(予防と共通)
  - 14 選択的サービス複数実施加算サービス(予防のみ)
  - 15 生活行為向上リハビリテーションマネジメント加算サービス
  - 16 生活リハビリテーション実施加算サービス(予防のみ)
  - 17 重度療養管理加算サービス
  - 18 科学的介護推進体制加算サービス(予防と共通)
  - 19 中重度者ケア体制加算サービス
  - 20 延長加算サービス
  - 21 口腔・栄養スクリーニングサービス(予防と共通)
  - 22 一体的サービス提供加算(予防のみ)

(利用者負担の額)

- 第10条 利用者負担の額を以下のとおりとする。
- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払を受ける。
  - (2) 食費、日用生活品、教養娯楽費、理美容代、行事費、おむつ代、その他の費用等利用料を利用者負担説明書に掲載の料金により支払を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。  
瑞穂町、武蔵村山市、羽村市、福生市、青梅市、入間市

(身体の拘束等)

第12条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

2 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他従事者に周知徹底を図る。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従事者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止)

第13条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

第14条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別紙)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第15条 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事を摂取いただく事とする。食事は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただく事とする。
- ・ 飲酒、酒類は行事の際に施設が提供する。喫煙は全館禁煙。
- ・ 火気の取扱いは、ライター、マッチ類の持ち込みは禁止。
- ・ 設備、備品の利用は申出があれば配慮。
- ・ 所持品、備品の持ち込みは、支援相談員と相談。
- ・ 金銭、貴重品の管理について原則として施設では預からない。紛失の責任は負わない。
- ・ 通所リハビリテーション利用時の医療機関での受診は、基本できません。  
但し、緊急を要する場合は緊急時の対応又は、ご家族へ連絡させていただきます。
- ・ 宗教活動は禁止。

- ・ ペットの持ち込みはできない。
- ・ 「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他の利用者への迷惑行為は禁止する。

(非常災害対策)

- 第16条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- (1) 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
  - (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
  - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
  - (4) 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
  - (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し任務の遂行に当たる。
  - (6) 防火管理者は、当施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
    - ① 教育及び基本訓練（消火・通報・避難）年2回以上  
（うち1回は夜間を想定した訓練を行う）
    - ② 利用者を含めた総合避難訓練 年1回以上
    - ③ 非常災害設備の使用方法の徹底 随時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
  - (7) 当施設は、(6)に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるように連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

- 第17条 当施設は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当施設は、従業員に対して、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
  - 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第18条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するため、事故発生の防止のための指針(別紙)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
  - 3 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業員に対する定期的な研修を実施する。
  - 4 前第3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の服務規律)

- 第19条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意す

ること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第20条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

- 2 当施設は、すべての従事者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第21条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人財団竹栄会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第22条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。但し、夜間勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(衛生管理)

第23条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針(別紙)を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
  - (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 当施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
  - (3) 当施設において、従業員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
  - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第24条 施設職員に対して、施設職員である期間及び施設職員でなくなった後においても正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 当施設は、適正な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上

必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

- 3 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)関連する政省令及び通知ならびに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人財団竹栄会の理事会において定めるものとする。

#### 附 則

この運営規程は、平成13年 4月 1日より施行する。

平成17年	5月	1日	改正
平成17年	6月	1日	改正
平成17年	10月	1日	改正
平成18年	4月	1日	改正
平成21年	4月	1日	改定
平成23年	4月	1日	改定
平成27年	4月	1日	改定
平成29年	4月	1日	改定
平成30年	4月	1日	改定
平成30年	10月	1日	改正
令和 元年	10月	1日	改定
令和 3年	4月	1日	改定
令和 6年	4月	1日	改定